

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

給与等に関する報告資料の説明	4
----------------	---

1 令和6年人事統計に関する報告

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	8
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	9
第3表 職員の平均給与月額等	10
第4表 職員の扶養手当の支給状況	12
第5表 職員の管理職手当の支給状況	12
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	12
第7表 職員の住居手当の支給状況	13
第8表 職員の通勤手当の支給状況	13
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	14
第10表 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	35
第11表 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」 附則第32項により給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員	36

2 令和6年職種別民間給与実態調査

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第13表 民間における初任給の改定状況	38
第14表 職種別、学歴別初任給	39
第15表 民間における家族手当の支給状況	40
その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額	40
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	40
第16表 民間における通勤手当の支給状況	41
その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	41
その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する 特急料金を含む通勤手当の支給状況	41
第17表 民間における特別給の支給状況	42
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	42

第19表	民間における給与改定の状況	42
第20表	民間における定期昇給の実施状況	43
第21表	民間における定年制の状況	43
第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	43
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	43
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	44
その1	給与比較の対象職種	44
その2	給与比較の対象外職種	60
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	61

3 職員給与と民間給与との比較

第25表	職員給与と民間給与との比較	64
------	---------------	----

4 生計費関係

令和6年4月の標準生計費算定方法	66
第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）	66

5 労働経済指標

第27表	労働経済指標	68
------	--------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 令和6年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、令和6年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部人事課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 令和6年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。調査期間は次のとおりである。

令和6年4月22日（月）～同年6月14日（金）

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,929事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、その他県内地域16層）に層化し、これらの層から384事業所（うち千葉市99事業所、その他県内地域285事業所）を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は312事業所で、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調 査 事 項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個 人 票

職種別、年齢別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係654人（行政職に相当する調査実人員598人）、初任給関係以外の調査職種11,599人（行政職に相当する調査実人員10,786人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は89,717人であり、行政職に相当するものは、76,141人である。）

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（調査の状況）

調査対象事業所	1,929事業所
標本事業所	384事業所
調査の完結した事業所	312事業所（調査完了率81.7%）
調査実人員	12,253人 （ 初任給関係 654人 初任給関係以外の調査職種 11,599人 ）

第3 職員給与と民間給与との比較

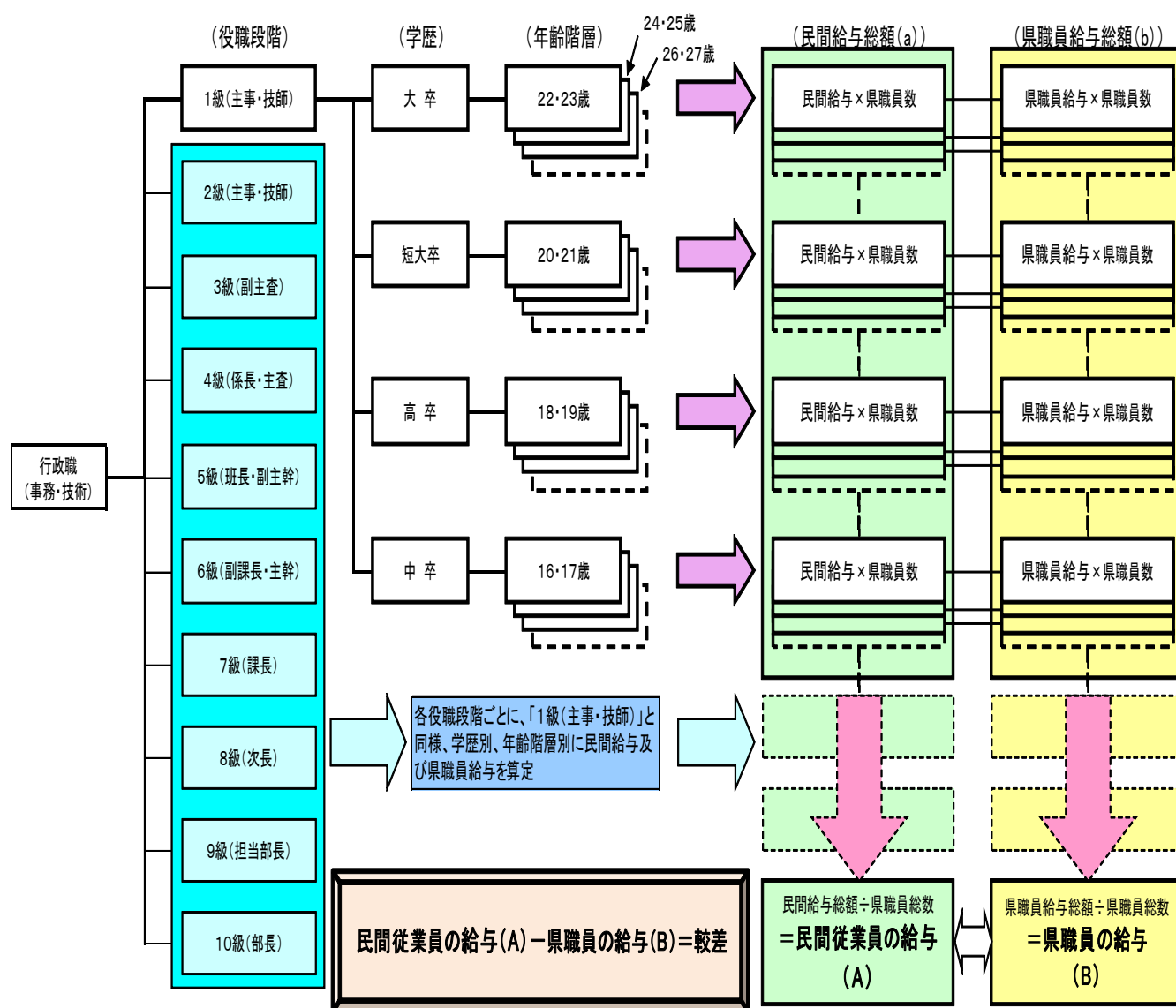
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレース方式により比較した。

< 参考 >

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



令和 6 年人事統計に関する報告
(職 員 給 与 関 係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和6年人事統計に関する報告)

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表		人	歳	年
		51,826	38.3	15.9
一 般 職 員	行 政 職 給 料 表	9,740	38.7	16.7
	研 究 職 給 料 表	368	42.1	17.9
	医 療 職 給 料 表 (一)	18	58.3	32.5
	医 療 職 給 料 表 (二)	451	40.6	16.3
	医 療 職 給 料 表 (三)	212	38.5	14.4
	海 事 職 給 料 表	35	42.5	21.8
	福 祉 職 給 料 表	238	33.7	11.1
	特定任期付職員給料表	3	57.3	—
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—
	第2号任期付研究員給料表	0	—	—
計		11,065	38.9	16.6
教 育 職 員	教 育 職 給 料 表 (一)	81	49.5	24.7
	教 育 職 給 料 表 (二)	29,834	38.3	15.2
	計	29,915	38.3	15.3
警 察 官	公 安 職 給 料 表	10,846	37.7	16.9

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第32項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第10表までにおいて同じ。)

4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(以下第2表、第9表、第10表及び第11表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(令和6年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	77.6	7.2	15.2	0.0	57.8	42.2
行政職給料表	100.0	63.8	12.4	23.8	0.0	61.3	38.7
研究職給料表	100.0	97.5	1.4	1.1	－	72.0	28.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	－	－	－	66.7	33.3
医療職給料表(二)	100.0	81.8	18.2	－	－	36.4	63.6
医療職給料表(三)	100.0	75.0	25.0	－	－	11.8	88.2
海事職給料表	100.0	14.3	54.3	31.4	－	97.1	2.9
福祉職給料表	100.0	65.2	27.7	7.1	－	39.5	60.5
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	－	－	－	100.0	－
第1号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
第2号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
教育職給料表(一)	100.0	81.5	17.3	1.2	－	37.0	63.0
教育職給料表(二)	100.0	93.5	6.1	0.4	－	46.5	53.5
公安職給料表	100.0	45.5	4.2	50.2	0.1	87.5	12.5

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職 員 の 区 分	年 月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
一般職員	年 月	人	歳	年	円	円
	05. 4	11,049	38.8	16.7	305,794	5,948
	06. 4	11,065	38.9	16.6	309,447	5,848
うち 行政職員	05. 4	9,755	38.8	16.8	302,636	5,977
	06. 4	9,740	38.7	16.7	306,121	5,901
教育職員	05. 4	29,784	38.6	15.6	349,536	6,068
	06. 4	29,915	38.3	15.3	352,545	6,062
警 察 官	05. 4	10,850	37.5	16.8	328,547	11,308
	06. 4	10,846	37.7	16.9	334,228	11,423
計	05. 4	51,683	38.4	16.0	335,778	7,142
	06. 4	51,826	38.3	15.9	339,510	7,138

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警
職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)
- 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
- 3 給料の月額には、給料の調整額及び教職調整額が含まれており、その他は、初任給調整手当、単身赴任手

(令和6年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,595	29,701	7,429	1,426	359,893	
9,688	30,040	7,560	1,546	364,129	101.2
9,804	29,365	7,354	1,402	356,538	
9,978	29,696	7,467	1,379	360,542	101.1
4,824	33,169	7,010	5,839	406,446	
4,674	33,433	7,068	5,800	409,582	100.8
2,139	31,477	5,132	309	378,912	
2,173	32,010	5,235	296	385,365	101.7
5,280	32,072	6,705	3,737	390,714	
5,221	32,411	6,790	3,739	394,809	101.0

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(令和6年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	6,117 人	1,492 人	4,117 人	508 人
2人	6,880	1,973	4,732	175
3人	4,034	2,601	1,389	44
4人	958	815	142	1
5人	130	115	15	0
6人以上	20	15	5	0
計	18,139	7,011	10,400	728

手当受給者1人当たり 平均手当月額	20,396円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(令和6年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員			
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学校 の事務主幹	県立学校の 事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 29	人 155	人 403	人 1,962	人 29	人 1,212	人 56	人 146	人 3,992	円 67,781

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和6年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 102	人 10	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 113	円 30,920

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和6年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		13,271 人
手当月額 11,000円未満の受給者	11,000円未満の受給者	10
	11,000円以上28,000円未満の受給者	4,852
	28,000円の受給者	8,409
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		26,511 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額
	4 人	13,250 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(令和6年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交 通 機 関 等 の み 利 用 者	13,945 人
	交 通 用 具 の み 使 用 者	32,324
	交 通 機 関 等 ・ 交 通 用 具 併 用 者	1,426
	小 計	47,695
非 受 給 者		4,131
計		51,826
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		10,826 円
交 通 用 具 の み 使 用 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		9,073

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(令和6年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2				1						2
3										3
4										1
5										1
6										
7		2								
8		4								
9	43	78								
10	4	49	1							
11	4	27	1							
12	4	11	1							
13	61	53	8						4	
14	3	35	7						5	
15	11	37	17						6	
16	2	32	29							
17	86	74	28						1	
18	6	60	15							
19	13	67	36				1			
20	5	52	46	1			1			
21	90	87	34					1		1
22	13	65	34					1	2	
23	17	64	56	2				3		
24	7	58	46	6				2		
25	85	70	63	8				3		
26	27	57	48	5				2		
27	40	74	67	6				8		
28	8	58	55	3				7		
29	197	48	59	5				14		
30	33	49	55	10			2	9		
31	37	47	48	12			19	5		
32	24	36	51	8			32	10		
33	209	44	56	12			14	8		
34	55	38	54	23			13	2		
35	49	41	62	19			19	2		
36	23	25	66	20			29			
37	152	24	54	18	1		18	4		
38	70	27	52	40	3		8			
39	40	25	55	33	1		9	1		
40	27	11	53	22	4		16			
41	65	16	39	25	2		19			
42	31	11	42	29	4		8			
43	49	10	41	21	8		6			
44	40	4	48	24	7		12			
45	68	7	23	20	11	3	9	1		
46	40	5	37	29	12		13			
47	40	3	23	27	7	5	6			
48	23	2	27	24	4	5	4			
49	38	2	21	33	8	8	2			
50	22	4	27	33	11	9				
51	5	2	14	33	7	10	1			
52	15		18	25	24	14				
53	25	1	25	28	20	40	2			
54	8	2	13	32	12	57	1			
55	9	2	14	31	9	60	1			
56	7		7	27	20	45				
57	20		22	27	18	32				
58	8		8	25	16	33				
59	11		8	17	23	48	1			
60	13		12	20	25	29				
61	17		4	10	18	33	1			
62	11		10	18	25	22				
63	11		9	13	15	37				
64	8		10	14	21	38				
65	13		3	16	26	34				
66	15		12	12	17	17				
67	7		8	11	22	39				
68	5		9	17	24	26				
69	11		3	8	24	14				
70	10	1	9	13	19	24				
71	2		6	11	11	23				
72	12		10	15	27	15				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
73	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
74	4		3	4	25	14					
75	3		2	8	28	17					
76	7		4	4	26	18					
77			4	11	32	8					
78	4		4	11	32	13					
79	1		3	11	50	13					
80	4		1	9	44	12					
81	3		4	5	43	14					
82	1		2	5	39	6					
83	1		3	8	54	6					
84	2			9	44	3					
85	6		1	13	36	4					
86	2		2	6	43	33					
87	3		1	16	47						
88	6		3	10	46						
89	3			12	43						
90	4		2	14	31						
91	1			21	26						
92	1		1	18	32						
93	2		1	25	40						
94	37		2	20	225						
95			2	15							
96			2	17							
97				16							
98			1	90							
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108			1								
109			1								
110											
111											
112											
113			2								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全 級
人員計	人 2,199	人 1,601	人 1,871	人 1,320	人 1,492	人 881	人 267	人 83	人 18	人 8	人 9,740
級別構成比	% 22.6	% 16.4	% 19.2	% 13.6	% 15.3	% 9.0	% 2.7	% 0.9	% 0.2	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 210,254	円 241,468	円 291,237	円 359,701	円 388,224	円 405,595	円 433,346	円 460,845	円 500,122	円 531,575	円 305,176
平均年齢	歳 26.2	歳 29.7	歳 36.6	歳 45.3	歳 50.9	歳 53.5	歳 54.9	歳 56.9	歳 56.3	歳 57.8	歳 38.7

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表

(警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4				3					
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	75								
14	14								
15	36								
16	58								
17	19								
18	26								
19	7								
20	57		3						
21	14		1					1	
22	24		5						
23	10		2						
24	104	1	5						
25	25	1	2						
26	40	38	14						
27	22	20	5						
28	65	173	27						
29	153	34	5						
30	70	62	18	3					
31	31	39	3	1					
32	207	175	29	3					
33	34	37	5	3					1
34	42	61	31	3					12
35	15	38	18						1
36	15	116	97	6	1				10
37	13	32	30	3					
38	11	48	72	3	1				12
39	3	36	23	3					7
40	4	116	104	7	4				1
41	4	39	35	4					
42	1	60	69	12	2				1
43	3	27	27	1	1				
44	5	112	85	19					
45	2	27	36	6	1				11
46		38	79	16	3				
47	1	8	45	10	1				
48	5	20	90	18	1			1	
49		4	34	4	2			2	
50	1	7	82	16	2	1		2	
51		5	48	15	2			8	
52	2	6	86	25	7	2		1	
53	1	5	40	17	3			30	
54	4	6	79	21	5	3		3	
55	1	6	31	12	4	1	9	2	
56		2	98	38	2	3		1	
57	1	1	34	22	1	2	9	5	
58		6	71	39	3	3	2	1	
59		3	41	18	4	6	21	12	
60		1	80	57	10	3	4	5	
61		1	43	26	7	3	17	49	
62		3	69	50	15	10	7		
63		1	36	31	21	5	6		
64		1	69	60	37	8	5		
65			39	29	29	7	6		
66		2	59	65	35	14	10		
67			43	33	27	6	8		
68			61	85	42	13	4		
69			36	40	46	6	13		
70		1	47	71	28	10	2		
71			25	50	34	10	13		
72			51	82	28	16	2		
73	1		30	51	37	7	10		
74			34	87	34	10	7		
75			15	59	29	8	7		
76			36	75	21	19	3		

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
78			19	72	29	10	5			
79			18	99	26	13	3			
80			10	67	19	12	5			
81			16	87	20	16	5			
82			13	55	19	4	3			
83			11	81	18	11				
84			2	53	20	12	1			
85			4	88	27	10				
86			6	71	25	9	3			
87			4	81	24	11				
88			4	53	24	39				
89			3	71	20	12				
90			1	67	35	7				
91			3	94	25	9				
92			2	56	24	26				
93			4	75	30	20				
94			2	42	20	106				
95			1	58	21					
96			2	30	22					
97			3	45	32					
98			1	39	207					
99			1	42						
100				30						
101			2	26						
102			1	27						
103				47						
104				25						
105				32						
106				27						
107				32						
108				20						
109				28						
110				21						
111				16						
112				26						
113				13						
114				17						
115				14						
116				23						
117				14						
118				25						
119				25						
120				30						
121				19						
122				28						
123				26						
124				27						
125				15						
126				235						
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
全 級										
人員計	人 1,226	人 1,419	人 2,515	人 3,596	人 1,217	人 503	人 190	人 124	人 56	人 10,846
級別構成比	% 11.3	% 13.1	% 23.2	% 33.2	% 11.2	% 4.6	% 1.8	% 1.1	% 0.5	% 100.0
平均給料月額	円 233,108	円 260,881	円 296,070	円 373,839	円 410,878	円 422,944	円 436,983	円 454,304	円 474,891	円 334,101
平均年齢	歳 22.1	歳 26.6	歳 33.2	歳 43.6	歳 49.4	歳 49.1	歳 52.0	歳 52.6	歳 56.4	歳 37.7

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 昇給	1 級	2 級	3 級	4 級
	助教	講師	准教授	教授
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				1
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28				
29		1	1	1
30				
31				1
32			2	
33	1			
34		2		1
35	1	1		1
36		1		
37				1
38	1			
39	1			
40				1
41		1		2
42			1	
43				2
44				
45				5
46		1		1
47	1	1		1
48		2		1
49			1	2
50				
51				
52				1
53				
54				1
55	1	2		
56	1			1
57	1			
58				
59	2		1	
60			1	2
61		1	1	1
62		1		
63			2	
64				
65				1
66	1	1		
67	1			
68				

職務の級 標準的な職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70	1		2		
71		1			
72			1		
73					
74					
75			1		
76					
77	1				
78	1				
79		1			
80					
81					
82			1		
83					
84	1				
85			1		
86			1		
87			1		
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 17	人 17	人 19	人 28	人 81
級別構成比	% 21.0	% 21.0	% 23.5	% 34.5	% 100.0
平均給料月額	円 328,765	円 382,024	円 434,574	円 501,475	円 424,464
平均年齢	歳 38.8	歳 46.2	歳 51.2	歳 56.8	歳 49.5

教育職給料表（二）

（高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級 助教諭・実習助手	2 級 教諭	3 級 主幹教諭	4 級 副校長・教頭	5 級 校長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7		7			
8					
9	2				
10					
11		6			
12		1			
13	1	1			
14					
15		10			
16	1				
17	3	674			
18		1			
19	1	63			1
20		5			2
21	2	735			15
22		4			43
23	1	77			96
24		26			119
25	7	769			95
26		16			92
27	2	101			85
28	1	40			74
29	8	706			59
30		58	1		46
31	1	108			52
32	2	67	1		45
33	3	648			33
34	3	91			27
35	2	156			13
36	4	97			15
37	4	621	1		21
38	1	140			13
39	6	161			15
40		108	1		9
41	3	569			8
42	1	156	1		6
43	5	228	2		3
44	2	161	1		
45	3	340	2		1
46	2	134	2	1	
47	3	331	1		1
48		208	1	1	
49	2	30		3	
50	1	25	1	5	
51	9	57	3	3	
52	4	279	2	6	
53	4	165	4	8	
54	6	332	4	10	
55	2	242	3	9	
56	2	274	3	8	
57	9	194	1	8	
58	2	362	1	10	
59	6	259	1	12	
60	3	254	3	20	
61	4	222	5	15	
62	2	385	4	16	
63	7	288	4	25	
64	7	262	3	19	
65	2	210	4	27	
66		403	6	15	
67	24	262	3	15	
68	4	235	2	24	
69	5	33	4	28	
70	5	60	5	33	
71	7	224	3	29	
72	8	328	8	36	
73	4	268	3	27	
74	10	258	2	35	
75	1	241	1	24	
76	11	337	2	22	
77	2	277	3	28	
78	1	239	2	31	
79		220	1	46	
80	2	398		41	
81	6	254		20	
82	4	262	5	58	
83	5	224	7	47	
84	6	283	1	51	

職務の級 標準的な職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	人	人	人	人	人	
86	3	237	3	26		
87	5	217	6	44		
88	10	180	2	54		
89	5	255	5	42		
90	1	173	1	18		
91	3	172	7	33		
92	7	130	1	39		
93	10	158	2	37		
94	4	156	1	26		
95	8	191	1	29		
96	6	167	1	21		
97	6	211	3	11		
98	6	183	8	12		
99	5	214	5	11		
100	3	203	6	9		
101	4	182	4	7		
102		179	6	18		
103	1	185	4			
104	1	176	5			
105	3	185	1			
106	5	152	3			
107	3	173	10			
108	10	178	3			
109	5	146	3			
110	3	147	30			
111	5	148				
112	7	130				
113	3	147				
114		92				
115		100				
116		99				
117	5	82				
118	4	86				
119	2	101				
120	2	86				
121	2	98				
122	2	104				
123	1	106				
124	1	109				
125	4	100				
126		71				
127		65				
128	1	56				
129	1	55				
130	2	55				
131	2	54				
132	2	61				
133	1	61				
134		68				
135		68				
136	3	88				
137		62				
138		4				
139	2	58				
140	2	62				
141	1	62				
142		81				
143	1	59				
144		64				
145	1	62				
146	2	70				
147	1	70				
148	1	89				
149	1	112				
150		128				
151	1	128				
152	1	169				
153	1	184				
154	1	241				
155	1	282				
156		301				
157	1	316				
158		319				
159		288				
160		231				
161	1	156				
		283				
						全 級
人員計	人 428	人 26,925	人 239	人 1,253	人 989	人 29,834
級別構成比	% 1.4	% 90.3	% 0.8	% 4.2	% 3.3	% 100.0
平均給料月額	円 282,541	円 330,493	円 399,128	円 423,963	円 443,234	円 338,018
平均年齢	歳 38.9	歳 37.0	歳 47.1	歳 49.0	歳 56.6	歳 38.3

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額を含む。

研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5	2		
6			2		
7					
8			1		
9		4	2		
10					
11		2	1		
12			2		
13		9	1		
14		2			
15			3		
16					
17		6	3		
18		1	2		
19		6	3		
20			1		
21		1	3		
22		1	1		
23		1	2		
24		1	2		
25		3	3		
26		2	3		
27		3	3		
28		1	2		
29		5	1		
30		1			
31		3	2		
32		2	4		
33		2	2		5
34		2	7		
35		5			
36		2			
37		2	1		
38		2	7		1
39		4	4		
40			5		
41		1			
42		1	1		
43			4		
44		1	1		
45		1	3		
46			1		
47		3	1	3	
48			3		
49		1	1		
50			2	2	
51		1	3		
52		1	1	1	
53			1		
54			1		
55		1	4		
56			1		
57			1		
58			1	1	
59			3	1	
60			5	1	
61			2	6	
62		1	5		
63				2	
64			2	2	
65			3		
66		1	4		
67			3		
68					

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70			2	2		
71			1	1		
72			2	2		
73				1		
74			1	2		
75		1		4		
76				3		
77				1		
78				3		
79			1			
80			1			
81				83		
82			2			
83						
84						
85						
86			1			
87						
88			1			
89			3			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109		1				
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全 級
人 員 計	人	人	人	人	人	人
	－	93	147	122	6	368
級別構成比	%	%	%	%	%	%
	－	25.3	39.9	33.2	1.6	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円
	－	266,922	359,070	441,496	474,433	364,989
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	－	28.9	39.8	54.1	57.3	42.1

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				1
48				1
49				
50				1
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				1
58			1	
59				
60				2
61				
62				1
63				
64			1	

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	3
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			3		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全 級
人員計	人 1	人 -	人 6	人 11	人 18
級別構成比	% 5.6	% -	% 33.3	% 61.1	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 -	円 525,150	円 566,664	円 541,428
平均年齢	歳 X	歳 -	歳 53.3	歳 63.3	歳 58.3

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5		2						
6								
7								
8								
9		1						
10		1						
11								
12		2						
13								
14		2						
15		1						
16								
17		7						
18								
19		3						
20		1						
21		8						
22		5						
23		4	2					
24		1			1			
25	1	7	3					
26			2		1			
27			2	4				
28		2	2	3	1			
29		3	1	3		1		
30	1	5	2	5	1	1		
31	1	3	1	3	1			
32		2	2	2	1			
33		5	2	2	3			
34		1	1	1	2			
35		2		2				
36		2	3	4	2	1		
37	1	6	2	4	1			
38		1	1	1	3			
39		5		3	3			
40		2		3	2			
41		1	1	1		2		
42		1	1		2	2		
43		2		3	3	2		
44		4	2	1	2	5		
45	1	4	1	1	3			
46			2	6	4	2		
47		2		3	1	2		
48		3	1	1	4	2		
49		2		2		1		
50		1		3	3	1		
51		2	2	6	3	2		
52		1	1	2	3	1		
53		2	1	1	3	2		
54		1		2	1	1		
55	1	3		1	4	2		
56	1				2	3		
57		2		1	1	2		
58				2		2		
59		1		1	1	2		
60	1			1	4	2		
61					2	1		
62		1				1		
63					1	1		
64		1				1		

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66		2			1	2			
67				2		2			
68		1		2		2			
69						1			
70					1				
71				2		1			
72					1	1			
73						40			
74	1			1	1				
75		1							
76				1	1				
77									
78					1				
79				1					
80									
81					1				
82									
83					2				
84									
85	2				12				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96		1							
97				2					
98									
99									
100		2							
101									
102									
103									
104		1							
105		2							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
									全 級
人員計	人 11	人 128	人 38	人 89	人 90	人 93	人 1	人 1	人 451
級別構成比	% 2.4	% 28.4	% 8.4	% 19.7	% 20.0	% 20.7	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 228,336	円 246,948	円 276,116	円 315,456	円 367,311	円 405,611	円 X	円 X	円 320,067
平均年齢	歳 35.0	歳 31.8	歳 34.1	歳 39.5	歳 45.3	歳 52.1	歳 X	歳 X	歳 40.6

（注）Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 昇給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		6					
18							
19							
20							
21		11					
22							
23		1		1			
24		1					
25		5		1			
26		2	1				
27		1					
28							
29		7		2			
30		1		1			
31		2					
32							
33		4		3			
34			2	1			
35		2	1	2			
36		1		1			
37		6		1			
38		1					
39		5					
40		2		1			
41		1	1				
42		2	1	1			
43		1	1	2		1	
44		2		1			
45		2		1			
46						1	
47		1		1			
48		1		1			
49		1	1				
50			2	3			
51		1		1		1	
52		1		1			
53		2	1	4			
54		2		2			
55		2		2			
56		1		1			
57		2		3			
58		1		1	1		
59		1		2			
60		2		3			
61		1		2			
62		1					
63				1			
64							
65				2	1		
66					1		
67			1	1			
68		2			1		
69		1		1			
70		1		1			
71		1					
72				1	2		
73					1		
74		1					
75			2				
76		1					
77		2		1			
78							
79				1	2		
80							

職務の級 標準的な職務 昇給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	
81								
82				1				
83				1				
84								
85				2	1			
86				1				
87				1				
88		1		1				
89		1						
90								
91		1						
92				2				
93		1		1	11			
94								
95								
96				1				
97				2				
98								
99								
100				1				
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110		1						
111				1				
112								
113				3				
114								
115								
116								
117								
118								
119		1						
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
								全 級
人 員 計	- 人	101 人	14 人	73 人	21 人	3 人	- 人	212 人
級別構成比	- %	47.7 %	6.6 %	34.4 %	9.9 %	1.4 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	262,540 円	300,329 円	337,912 円	388,924 円	414,800 円	- 円	305,663 円
平均年齢	- 歳	30.8 歳	38.8 歳	44.2 歳	53.3 歳	52.7 歳	- 歳	38.5 歳

海 事 職 給 料 表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11				1		
12						
13			1			
14						
15						
16						
17				1		
18				1		
19						
20						
21			1			
22						
23			1			
24						
25						
26					1	
27						
28				1		
29						
30					1	
31						
32						
33						
34				2		
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41		1				
42						
43						
44						
45		1			1	
46						
47						
48						
49					1	
50						
51						
52						
53						
54					1	
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62					1	
63						
64						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66			1			
67				1		
68				1		
69	1			1		
70						
71						
72				1		
73						
74				1		
75				1		
76				1		
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89				7		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			1			
						全 級
人員計	人 3	人 3	人 8	人 21	人 -	人 35
級別構成比	% 8.6	% 8.6	% 22.8	% 60.0	% -	% 100.0
平均給料月額	円 263,400	円 277,167	円 337,050	円 421,738	円 -	円 376,417
平均年齢	歳 32.3	歳 26.0	歳 37.3	歳 48.4	歳 -	歳 42.5

福 祉 職 給 料 表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級
見給	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12		1				
13		4				
14		2				
15	1	3				
16						
17		2				
18						
19	3	2				
20						
21		6				
22		1				
23		1				
24	1	3				
25	9	3				
26	1	1	1			
27	8	3				
28						
29	9	2	1			
30	2	1				
31	9	3				
32	3	2				
33	11	2	2			
34	2					
35	4	1				
36	4	1	1			
37	2	2				
38	1	2				
39	2	1	1			
40	3	1	1			
41	2	1	1			
42		1	1	2		
43	2	1				
44	1	1				
45		1				
46	1	2	1	1		
47	4	1				
48	2	1				
49		1				
50	1	1				
51			1	2		
52	1	2	1			
53	1			2	1	
54	1	1		1		
55	1	1	1	1	1	
56			2			
57			1	4		
58	1					
59	4	1		2		
60						
61	1					
62						
63				1		
64			1			
65	1			4		
66	1					
67						
68				1		
69				1		
70	1			1		
71						
72						
73			1			
74	1					
75			1			
76						
77				1		
78			1			
79	2					
80			1			

職務の級 標準的な職務 男給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	
81	1						
82							
83				1			
84			1				
85	1			1			
86				1			
87				1			
88							
89	1			1			
90							
91							
92							
93			3				
94				1			
95							
96				1			
97				7			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全 級
人員計	人 107	人 67	人 25	人 37	人 2	人 -	人 238
級別構成比	% 45.0	% 28.2	% 10.5	% 15.5	% 0.8	% -	% 100.0
平均給料月額	円 223,225	円 262,688	円 327,656	円 380,681	円 402,900	円 -	円 271,292
平均年齢	歳 27.6	歳 30.7	歳 44.4	歳 48.8	歳 53.0	歳 -	歳 33.7

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(令和6年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 230	人	人	人 12	人 103	人 114	人 1	人	人	人	人
	研究職給料表	28			11	17						
	医療職給料表(二)	17				2	1	14				
	医療職給料表(三)	1				1						
	海事職給料表	4				4						
	福祉職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,812	2	1,753		3	54					
警察官	公安職給料表	125				43	47	28	4	3		
給料表計		2,219										
60歳		0										
61歳		675										
62歳		603										
63歳		561										
64歳		380										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(令和6年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 137	人	人	人 5	人 54	人 78	人	人	人	人	人
	研究職給料表	5			1	4						
	医療職給料表(二)	5					1	4				
	医療職給料表(三)	2				1	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	1				1						
教育職員	教育職給料表(二)	465		465								
警察官	公安職給料表	2						2				
給料表計		617										
60歳		55										
61歳		124										
62歳		132										
63歳		142										
64歳		164										

第11表 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第32項により
給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員

(令和6年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 104	人	人	人	人	人 598	人 1	人	人	人	人
	研究職給料表	9				9						
	医療職給料表(二)	8						8				
	医療職給料表(三)	5				1	4					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	1				1						
教育職員	教育職給料表(二)	676	1	573	34	6	62					
警察官	公安職給料表	85				30	30	25				
給料表計		888										
	60歳	888										
	61歳	0										
	62歳	0										
	63歳	0										
	64歳	0										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

令和 6 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査
(民 間 給 与 関 係)

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和6年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 312	事業所 65	事業所 51	事業所 46	事業所 107	事業所 43
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	15	4	4	1	4	2
製 造 業	104	13	14	20	38	19
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	55	8	9	8	23	7
卸 売 業 , 小 売 業	28	6	7	7	7	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	20	7	4	1	7	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	90	27	13	9	28	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が70所あった。
- 2 調査対象事業所384所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた382所に占める調査完了事業所312所の割合(調査完了率)は、81.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

項 目 学 歴	新規学卒者 の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者 の採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	% 28.2	% (68.8)	% (31.2)	% —	% 71.8
高 校 卒	13.6	(59.5)	(40.5)	—	86.4

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別初任給

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	230,170 円
	短 大 卒	205,283
	高 校 卒	186,844
新 卒 事 務 員	大 学 卒	227,971
	短 大 卒	199,317
	高 校 卒	182,450
新 卒 技 術 者	大 学 卒	241,017
	短 大 卒	209,148
	高 校 卒	198,586
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 214,011
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 212,819
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養 成 所 卒	X
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 215,078
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和3年3月又は令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第15表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

(令和6年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		74.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者に家族手当を支給する	63.5%
	子に家族手当を支給する	74.2%
	家族手当制度がない	25.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	11,892円
	配偶者と子1人	18,048円
	配偶者と子2人	23,792円
	子 1 人	13,529円
	子 2 人	23,369円
	子 3 人	34,308円

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	15.1%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	5.4%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	79.4%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第16表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
%	%	%	%	%	%
97.9	(55.6)	(7.3)	(32.4)	(4.7)	2.1

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
%	%	%	%	%	%
71.1	(68.2)	—	(15.9)	(15.9)	28.9

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第17表 民間における特別給の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	380,477 円
	上半期（A2）	392,469
特別給の支給額	下半期（B1）	870,885
	上半期（B2）	909,307
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.29 月分
	上半期（B2/A2）	2.32
	年 間	4.61

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

部 長 級（非役員）		課 長 級		係 員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
47.0 %	53.0 %	47.8 %	52.2 %	52.3 %	47.7 %

第19表 民間における給与改定の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
課 長 級	52.0 %	2.5 %	- %	45.5 %
係 員	58.0	1.9	-	40.1

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
課長級		% 88.0	% 87.1	% 34.4	% 2.1	% 50.6	% 0.9
係員		% 93.2	% 92.8	% 39.0	% 2.4	% 51.4	% 0.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第21表 民間における定年制の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
% 98.5	% 65.0	% 33.5	% 1.5

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級		% 63.3	% 50.2	% 36.7
非管理職		% 65.8	% 49.5	% 34.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第23表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和6年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
% 74.3	% 74.3

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	37	54.9	766,433	556	765,877	{ 構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	{ 本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	20	54.0	814,429	151	814,278		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	16	56.1	705,339	990	704,349		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	18	53.4	875,174	449	874,725	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	12	53.6	1,013,040	626	1,012,414		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	6	53.0	585,732	80	585,652		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	463	52.9	651,445	1,651	649,794	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職(取締役 兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	340	52.7	676,697	673	676,024		
	短 大 卒	27	52.5	614,371	7,862	606,509		
	高 校 卒	94	53.8	578,224	3,344	574,880		
	中 学 卒	2	56.4	547,671	0	547,671		
	技 術 部 長	190	53.5	728,286	5,667	722,619	同 上	同 上
	大 学 卒	144	53.4	744,077	3,881	740,196	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長―課長 間)	同 上
	短 大 卒	24	53.5	673,375	13,511	659,864		
	高 校 卒	22	54.4	673,585	10,290	663,295		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	200	51.1	614,287	2,128	612,159		
	大 学 卒	144	51.1	644,379	1,783	642,596		
	短 大 卒	20	53.9	549,843	11	549,832		
	高 校 卒	36	50.0	532,192	4,407	527,785		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長―課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職（部長―課長 間）	{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	87	51.6	605,923	30,658	575,265		
	短 大 卒	51	50.8	622,197	27,843	594,354		
	高 校 卒	17	51.5	620,046	56,180	563,866		
	中 学 卒	19	53.6	557,655	17,808	539,847		
	事務課長	—	—	—	—	—	{ 2 係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	990	49.0	574,907	8,201	566,706		
	短 大 卒	653	48.0	591,594	7,353	584,241		
	高 校 卒	87	50.1	544,769	7,620	537,149		
	中 学 卒	249	51.0	542,906	10,581	532,325		
	技術課長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
	大 学 卒	516	49.8	632,450	7,256	625,194		
	短 大 卒	353	49.4	652,717	5,758	646,959		
	高 校 卒	50	51.7	615,740	6,603	609,137		
	中 学 卒	113	50.5	574,147	12,389	561,758		
	事務課長代理	—	—	—	—	—	{ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	430	47.9	552,371	44,157	508,214		
	短 大 卒	287	47.4	572,986	44,880	528,106		
	高 校 卒	52	48.0	526,479	49,225	477,254		
	中 学 卒	88	49.6	502,257	38,324	463,933		
	技術課長代理	3	50.7	496,295	55,229	441,066	同 上	同 上
	大 学 卒	207	49.2	633,791	19,967	613,824		
	短 大 卒	148	48.9	652,846	15,649	637,197		
	高 校 卒	17	47.8	615,252	44,620	570,632		
	中 学 卒	42	51.3	548,332	31,602	516,730		

（注）「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人 事 係 長	1,019	44.9	円 473,556	円 59,356	円 414,200	{ 係の長及び係長級 専門職	{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	620	43.1	479,103	58,581	420,522		
	短 大 卒	105	47.6	487,554	73,050	414,504		
	高 校 卒	290	47.7	457,532	56,174	401,358		
	中 学 卒	4	49.7	396,175	55,486	340,689		
	技 術 係 長	454	44.3	519,537	39,660	479,877	同 上	同 上
	大 学 卒	274	41.5	524,769	37,024	487,745		
	短 大 卒	48	48.9	513,719	54,130	459,589		
	高 校 卒	131	50.0	508,337	41,148	467,189		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事 務 主 任	1,002	42.6	405,305	41,418	363,887	{ 係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長―係員 間）	同 上
	大 学 卒	581	40.1	414,346	42,401	371,945		
	短 大 卒	142	46.9	397,444	45,966	351,478		
	高 校 卒	273	45.6	390,919	36,611	354,308		
	中 学 卒	6	43.5	343,314	39,177	304,137		
	技 術 主 任	445	40.4	451,575	69,799	381,776	同 上	同 上
	大 学 卒	243	38.3	438,283	71,509	366,774		
	短 大 卒	45	41.3	435,114	67,402	367,712		
	高 校 卒	155	42.5	471,741	68,057	403,684		
	中 学 卒	2	56.0	466,369	90,188	376,181		
	事 務 係 員	3,043	39.9	344,684	38,082	306,602		同 上
	大 学 卒	1,678	35.9	360,846	43,138	317,708		
	短 大 卒	411	46.1	318,467	27,240	291,227		
	高 校 卒	940	43.8	329,412	34,440	294,972		
	中 学 卒	14	44.2	317,872	51,411	266,461		

(注) 「中間職（係長―係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技 術 係 員	1,685	37.0	415,831	68,933	346,898		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,004	33.4	410,184	68,120	342,064		
	短 大 卒	165	38.7	398,139	52,807	345,332		
	高 校 卒	508	42.1	429,943	74,658	355,285		
	中 学 卒	8	47.0	383,014	59,068	323,946		

2 企業規模500人以上

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	35	55.0	777,114	596	776,518	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級	
	大 学 卒	20	54.0	814,429	151	814,278			
	短 大 卒	X	X	X	X	X			
	高 校 卒	14	56.6	722,403	1,179	721,224			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	14	53.6	834,895	54	834,841	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上	
	大 学 卒	11	54.6	888,123	68	888,055			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	3	49.6	622,568	0	622,568			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	264	52.2	713,945	2,531	711,414	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	218	52.0	731,265	967	730,298			
	短 大 卒	15	53.1	618,980	16,430	602,550			
	高 校 卒	30	53.0	644,731	6,907	637,824			
	中 学 卒	X	X	X	X	X			
	技 術 部 長	139	53.9	763,536	6,458	757,078	同 上	同 上	
	大 学 卒	107	53.9	779,250	4,815	774,435	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職 (部長―課 長間)		
	短 大 卒	21	53.3	669,471	16,260	653,211			
	高 校 卒	11	54.9	763,059	6,567	756,492			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 次 長	100	52.1	692,865	952	691,913	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職 (部長―課 長間)	同 上	
	大 学 卒	78	52.0	718,419	439	717,980			
	短 大 卒	10	54.5	610,542	0	610,542			
	高 校 卒	12	51.1	600,371	4,491	595,880			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	69	51.2	631,510	39,645	591,865	{ 前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長―課 長間）	行政職 9 級、10 級
	大 学 卒	45	50.6	635,194	32,237	602,957		
	短 大 卒	13	51.6	629,240	74,437	554,803		
	高 校 卒	11	53.0	620,161	32,899	587,262		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	684	49.1	612,910	8,801	604,109	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	482	48.3	628,794	7,478	621,316		
	短 大 卒	63	50.4	569,957	8,294	561,663		
	高 校 卒	138	51.2	578,138	13,622	564,516		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 課 長	379	50.3	670,757	6,300	664,457	同 上	同 上
	大 学 卒	280	49.8	678,292	5,351	672,941		
	短 大 卒	36	53.0	659,397	5,970	653,427		
	高 校 卒	63	51.0	642,924	10,798	632,126		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	286	48.6	596,066	47,247	548,819	{ 上記課長に事故等 のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を 有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する 者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長 代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長―係 長間）	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	212	48.3	602,698	43,675	559,023		
	短 大 卒	30	47.7	568,401	60,358	508,043		
	高 校 卒	42	50.6	584,003	55,120	528,883		
	中 学 卒	2	52.8	544,581	74,837	469,744		
	技術課長代理	141	49.5	679,087	17,395	661,692	同 上	同 上
	大 学 卒	106	49.4	691,861	12,869	678,992		
	短 大 卒	14	47.0	641,926	44,945	596,981		
	高 校 卒	21	51.6	602,526	35,361	567,165		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	713	45.1	498,511	69,738	428,773	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3 級、4 級
	大 学 卒	462	43.3	499,639	66,050	433,589		
	短 大 卒	85	47.9	504,581	80,368	424,213		
	高 校 卒	163	48.6	493,670	74,712	418,958		
	中 学 卒	3	52.3	409,217	72,132	337,085		
	技 術 係 長	353	44.1	531,713	36,297	495,416	同 上	同 上
	大 学 卒	235	41.4	532,814	34,704	498,110		
	短 大 卒	28	49.0	549,071	45,896	503,175		
	高 校 卒	90	51.0	523,286	38,468	484,818		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	598	43.4	419,240	48,696	370,544	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級、4 級）
	大 学 卒	358	40.9	427,637	48,941	378,696		
	短 大 卒	110	47.6	406,888	51,731	355,157		
	高 校 卒	129	46.7	407,432	44,971	362,461		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 主 任	325	40.2	461,490	71,680	389,810	同 上	同 上
	大 学 卒	170	38.3	448,562	72,234	376,328		
	短 大 卒	32	40.7	457,180	75,022	382,158		
	高 校 卒	121	41.8	476,089	70,114	405,975		
	中 学 卒	2	56.0	466,369	90,188	376,181		
	事 務 係 員	1,885	40.8	357,578	41,547	316,031		行政職 1 級
	大 学 卒	1,090	36.9	373,708	46,425	327,283		
	短 大 卒	271	46.9	317,846	26,908	290,938		
	高 校 卒	516	45.1	349,924	40,685	309,239		
	中 学 卒	8	46.3	334,053	60,295	273,758		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,118	37.4	437,200	76,031	361,169		行政職 1 級
	大 学 卒	695	33.4	428,849	73,710	355,139		
	短 大 卒	102	39.5	423,163	61,168	361,995		
	高 校 卒	317	42.9	453,647	83,267	370,380		
	中 学 卒	4	48.0	434,596	77,388	357,208		

3 企業規模100人以上500人未満

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	53.5	616,025	0	616,025	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7 級、8 級	
	大 学 卒	—	—	—	—	—			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	2	53.5	616,025	0	616,025			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	4	53.0	979,817	1,476	978,341	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上	
	大 学 卒	X	X	X	X	X			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	3	55.8	555,765	145	555,620			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	162	53.6	601,637	630	601,007	{ 2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	102	53.9	615,712	116	615,596			
	短 大 卒	11	51.6	629,981	0	629,981			
	高 校 卒	48	53.3	563,511	2,007	561,504			
	中 学 卒	X	X	X	X	X			
	技 術 部 長	41	53.0	669,434	140	669,294	同 上	同 上	
	大 学 卒	30	52.5	682,952	187	682,765	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)		
	短 大 卒	3	54.5	692,563	0	692,563			
	高 校 卒	8	54.1	604,416	0	604,416			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事務部次長	90	50.6	562,365	2,723	559,642			
	大 学 卒	61	50.4	587,300	2,403	584,897			
	短 大 卒	10	53.5	502,623	20	502,603			
	高 校 卒	19	49.6	508,361	5,166	503,195			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	12	51.6	571,064	5,039	566,025	{ 前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長一課 長間）	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	6	52.4	539,832	0	539,832		
	短 大 卒	4	51.3	598,749	13,892	584,857		
	高 校 卒	2	49.1	611,283	0	611,283		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	264	48.8	510,882	7,772	503,110	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	154	47.3	509,133	7,399	501,734		
	短 大 卒	22	49.2	491,558	6,757	484,801		
	高 校 卒	88	51.4	519,080	8,705	510,375		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	113	48.6	536,645	6,930	529,715	同 上	同 上
	大 学 卒	62	48.0	566,822	2,046	564,776		
	短 大 卒	12	47.7	496,858	9,527	487,331		
	高 校 卒	39	49.7	497,073	14,497	482,576		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	129	46.5	474,804	42,127	432,677	{ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4 級
	大 学 卒	70	44.6	493,275	51,634	441,641		
	短 大 卒	17	49.2	498,050	42,537	455,513		
	高 校 卒	41	48.5	437,417	27,405	410,012		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長代理	62	48.4	502,806	28,549	474,257	同 上	同 上
	大 学 卒	42	46.6	494,781	26,910	467,871		
	短 大 卒	3	51.9	479,485	42,971	436,514		
	高 校 卒	17	52.3	525,595	30,239	495,356		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	270	44.1	412,239	31,499	380,740	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3 級
	大 学 卒	144	42.6	419,050	33,922	385,128		
	短 大 卒	16	46.9	425,367	43,226	382,141		
	高 校 卒	109	45.5	401,724	26,761	374,963		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	74	44.5	435,032	52,294	382,738	同 上	同 上
	大 学 卒	31	41.0	424,124	54,584	369,540		
	短 大 卒	16	48.9	431,871	63,067	368,804		
	高 校 卒	26	45.7	447,983	40,950	407,033		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事 務 主 任	344	41.0	390,058	30,948	359,110	{ 係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	行政職 2 級（一部は 3 級）
	大 学 卒	201	38.5	393,272	30,865	362,407		
	短 大 卒	26	44.2	370,349	27,587	342,762		
	高 校 卒	112	44.6	390,350	31,688	358,662		
	中 学 卒	5	46.7	347,765	35,763	312,002		
	技 術 主 任	103	40.6	413,575	65,506	348,069	同 上	同 上
	大 学 卒	68	38.2	408,426	69,324	339,102		
	短 大 卒	11	43.5	349,379	33,657	315,722		
	高 校 卒	24	45.6	460,334	70,843	389,491		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	967	37.0	319,779	31,616	288,163		行政職 1 級
	大 学 卒	524	32.8	332,920	35,491	297,429		
	短 大 卒	109	43.9	325,740	28,894	296,846		
	高 校 卒	330	41.3	297,016	26,067	270,949		
	中 学 卒	4	40.2	323,130	58,740	264,390		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	445	34.6	334,723	42,174	292,549		行政職 1 級
	大 学 卒	233	31.8	338,127	47,656	290,471		
	短 大 卒	55	35.3	324,962	26,542	298,420		
	高 校 卒	153	38.5	334,702	40,194	294,508		
	中 学 卒	4	45.1	284,139	23,952	260,187		

4 企業規模50人以上100人未満

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6 級、7 級	
	大 学 卒	—	—	—	—	—			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	—	—	—	—	—			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上	
	大 学 卒	—	—	—	—	—			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	—	—	—	—	—			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	37	54.1	528,350	1,209	527,141	{ 2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	20	52.3	543,820	1,066	542,754			
	短 大 卒	X	X	X	X	X			
	高 校 卒	16	56.3	516,544	1,463	515,081			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	技 術 部 長	10	50.9	571,875	19,981	551,894	同 上	同 上	
	大 学 卒	7	49.7	565,661	8,293	557,368	{ 上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長―課長 間)		
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	3	54.1	587,547	49,459	538,088			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事務部次長	10	48.5	456,351	5,944	450,407			
	大 学 卒	5	47.8	437,585	10,131	427,454			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	5	49.2	475,117	1,758	473,359			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 6 級、7 級
	大 学 卒	6	55.5	454,108	0	454,108		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	6	55.5	454,108	0	454,108		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	42	49.0	434,284	2,751	431,533	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5 級
	大 学 卒	17	48.5	409,448	4,163	405,285		
	短 大 卒	2	52.0	469,124	0	469,124		
	高 校 卒	23	49.2	449,737	1,940	447,797		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	24	49.0	478,342	24,023	454,319	同 上	同 上
	大 学 卒	11	47.0	502,767	37,094	465,673		
	短 大 卒	2	53.0	507,850	0	507,850		
	高 校 卒	11	50.4	448,543	14,175	434,368		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	15	47.4	397,589	8,013	389,576	{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4 級
	大 学 卒	5	45.2	396,563	12,458	384,105		
	短 大 卒	5	46.2	390,039	10,374	379,665		
	高 校 卒	5	50.7	406,206	1,034	405,172		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	4	45.8	374,613	18,713	355,900	同 上	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	4	45.8	374,613	18,713	355,900		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	36	46.5	392,632	41,699	350,933	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3 級
	大 学 卒	14	41.2	354,219	39,369	314,850		
	短 大 卒	4	45.0	365,753	32,769	332,984		
	高 校 卒	18	51.0	428,175	45,417	382,758		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	27	47.7	498,485	76,886	421,599	同 上	同 上
	大 学 卒	8	45.2	510,871	88,612	422,259		
	短 大 卒	4	47.2	515,480	97,638	417,842		
	高 校 卒	15	49.1	487,697	65,469	422,228		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	60	42.9	345,732	23,910	321,822	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級）
	大 学 卒	22	41.6	380,094	35,924	344,170		
	短 大 卒	6	42.5	314,034	2,382	311,652		
	高 校 卒	32	43.8	328,252	19,758	308,494		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	17	44.4	440,987	51,995	388,992	同 上	同 上
	大 学 卒	5	41.0	442,532	72,744	369,788		
	短 大 卒	2	40.3	518,056	120,361	397,695		
	高 校 卒	10	46.8	426,234	29,219	397,015		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	191	41.6	297,826	24,302	273,524		行政職 1 級
	大 学 卒	64	38.0	300,752	32,040	268,712		
	短 大 卒	31	43.4	300,028	25,942	274,086		
	高 校 卒	94	43.4	296,243	19,010	277,233		
	中 学 卒	2	45.0	247,629	3,015	244,614		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	122	39.3	348,494	45,895	302,599		行政職 1 級
	大 学 卒	76	38.0	352,672	47,587	305,085		
	短 大 卒	8	47.0	360,327	55,334	304,993		
	高 校 卒	38	40.7	337,625	40,642	296,983		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	6	53.4	365,076	50,676	314,400	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	13	57.4	665,438	51	665,387	
	大 学 教 授	119	56.3	626,839	8,596	618,243	
	大 学 准 教 授	93	47.4	556,633	12,677	543,956	
	大 学 講 師	64	40.3	429,178	4,897	424,281	
	大 学 助 教	8	42.7	387,490	0	387,490	
	高等学校校長	X	X	X	X	X	
	高等学校教頭	2	53.0	788,403	8,685	779,718	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	57.0	993,650	0	993,650	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部（課）長	35	44.6	676,998	106	676,892	
	研究室（係）長	13	46.5	599,486	48,451	551,035	
	主 任 研 究 員	9	46.6	539,304	10,613	528,691	
	研 究 員	61	38.8	489,316	44,103	445,213	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	
	医 科 長	—	—	—	—	—	
	医 師	—	—	—	—	—	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	部下に薬剤師2人以上
	薬 局 長	3	49.0	588,340	8,187	580,153	
	薬 剤 師	27	32.4	365,458	75,202	290,256	
	診療放射線技師	31	39.2	405,214	46,612	358,602	
	臨床検査技師	30	37.8	375,260	50,727	324,533	
	栄 養 士	17	40.4	386,104	59,057	327,047	
	理 学 療 法 士	33	39.1	358,685	23,420	335,265	
	作 業 療 法 士	13	39.7	348,392	20,150	328,242	
	総 看 護 師 長	2	57.8	581,688	578	581,110	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	21	51.6	561,700	91,286	470,414	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	23	43.0	370,049	43,964	326,085	
	准 看 護 師	—	—	—	—	—	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務 の級	標準的な職務	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満の事業所
10 級	部 長	支店長・工場長 部 長・部次長		
9 級	担当部長			
8 級	次 長	課 長	支店長・工場長 部 長・部次長	支店長・工場長 部 長・部次長
7 級	課 長			
6 級	副課長・主 幹	課長代理	課 長	課 長
5 級	班 長・副主幹			
4 級	係 長・主 査	係 長	課長代理	課長代理
3 級	副主査		係 長	係 長
2 級	主 事・技 師	主 任	主 任	主 任
1 級	主 事・技 師	係 員	係 員	係 員

職員給与と民間給与との比較

第25表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
376,461 円	364,438 円	12,023 円 (3.30 %)

- (注)
- 1 職員は行政職給料表の適用を受ける職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 - 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

令和6年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費……………食料

住 居 関 係 費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑 費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和6年4月における1人世帯の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の令和6年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和5年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	36,610 ^円	46,540 ^円	60,490 ^円	74,440 ^円	88,390 ^円
住 居 関 係 費	43,010	48,190	44,430	40,660	36,900
被服・履物費	8,120	7,590	11,580	15,580	19,570
雑 費 I	22,810	31,280	47,930	64,590	81,260
雑 費 II	10,250	18,480	23,230	27,970	32,720
計	120,800	152,080	187,660	223,240	258,840

勞 働 經 済 指 標

第27表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所 定 内 (調査)		
			全 国	千 葉 県		全 国		千 葉 県		一般 労働者	一般 労働者	全 国		一般 労働者
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)					前年度比・ 前年同月比		前年度比・ 前年同月比				前年度比・ 前年同月比	
			(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)
令和4年度	1.6	△ 0.3	1.31	1.00	2.6	304.5	2.1	366.7	269.6	0.3	353.6	279.6	1.9	335.1
5年度	0.8	0.8	1.29	0.99	2.6	309.4	1.7	372.5	276.8	2.7	355.2	284.7	1.9	341.0
令和5年1月	1.3	0.6	1.35	1.02	2.5	303.9	1.7	366.1	265.7	0.4	344.3	279.5	1.7	335.1
2月		0.6	1.34	1.04	2.6	303.5	1.4	366.2	265.9	1.3	345.9	279.1	1.5	335.0
3月		0.6	1.32	1.05	2.7	306.8	1.0	369.9	269.5	1.3	350.6	281.6	1.0	337.7
4月	0.7	0.7	1.32	1.04	2.6	310.9	1.0	373.8	274.1	0.7	352.9	285.1	1.2	341.1
5月		0.8	1.32	1.03	2.6	307.7	2.1	369.2	273.8	3.2	352.4	283.5	2.2	338.5
6月		0.6	1.31	1.02	2.5	309.5	1.8	371.9	273.4	2.3	352.3	285.2	1.8	340.9
7月	△ 1.1	0.7	1.30	1.00	2.6	309.8	2.0	372.6	277.0	2.4	357.5	285.0	2.1	341.0
8月		0.7	1.30	1.00	2.6	307.3	1.8	370.2	272.6	0.7	352.6	283.2	2.0	339.4
9月		0.8	1.29	1.00	2.6	308.6	1.5	371.9	275.2	1.0	348.7	284.2	1.6	340.8
10月	0.1	0.8	1.29	0.99	2.5	311.0	1.8	374.0	278.8	1.9	359.9	285.6	2.0	341.7
11月		1.0	1.27	0.97	2.5	310.9	1.7	374.8	279.0	3.1	359.5	285.2	1.9	341.9
12月		1.1	1.27	0.98	2.5	311.2	1.7	375.5	275.5	1.4	356.8	285.8	2.1	343.0
令和6年1月	△ 0.6	0.9	1.27	0.95	2.4	306.3	1.2	369.4	279.7	5.4	355.4	282.7	1.5	339.2
2月		1.0	1.26	0.95	2.6	308.1	1.9	371.2	278.4	4.7	354.1	284.2	2.2	340.7
3月		1.2	1.28	0.95	2.6	312.1	2.1	375.5	284.2	5.1	360.6	287.2	2.3	343.7
4月		1.1	1.26	0.97	2.6	316.5	2.3	380.1	289.0	5.6	365.2	291.3	2.5	348.0

資料出所： ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑪、⑫は令和2年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
千 葉 県			全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国	千 葉 市	
(千円)	前年度比・ 前年同月比	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(%)	(千円)													
249.1	△ 0.1	323.9	24.8	20.6	143.5	134.7	12.2	10.9	322.8	3.7	359.6	8.1	3.2	3.2	9.6
255.1	2.4	325.0	24.7	21.7	143.4	137.1	12.0	11.2	319.2	△ 1.1	371.7	3.4	3.0	3.0	2.5
244.4	△ 0.4	313.7	24.4	21.3	135.7	130.7	11.8	11.2	331.1	5.3	328.8	17.5	4.3	4.9	9.6
244.6	0.4	315.1	24.5	21.3	139.7	132.0	12.0	11.1	298.7	4.7	330.4	△ 12.1	3.3	3.9	8.4
247.7	0.5	319.1	25.2	21.8	145.8	136.9	12.5	11.6	340.0	△ 1.1	324.4	4.1	3.2	3.5	7.4
251.6	0.3	320.8	25.7	22.5	148.3	140.5	12.6	11.8	334.2	△ 2.9	377.6	13.8	3.5	3.7	6.1
252.4	2.5	321.9	24.2	21.4	140.9	136.0	11.7	11.4	311.8	△ 1.0	305.5	0.0	3.2	3.7	5.4
252.2	1.7	321.8	24.3	21.2	149.7	141.3	11.9	11.1	298.4	△ 0.7	305.2	△ 25.8	3.3	3.6	4.5
254.7	1.5	325.5	24.8	22.3	146.3	139.0	12.0	11.0	306.3	△ 3.6	317.5	△ 4.1	3.3	3.5	3.7
251.5	0.3	322.3	24.2	21.2	139.3	133.6	11.2	10.4	311.5	△ 3.4	373.8	△ 13.2	3.2	3.3	3.5
253.5	0.5	323.7	24.4	21.8	143.4	137.0	12.0	11.3	311.7	△ 0.7	396.0	△ 3.3	3.0	3.3	2.4
256.8	1.2	328.4	25.4	22.0	146.4	139.5	12.5	11.6	330.6	0.6	441.9	23.2	3.3	3.4	1.2
257.1	3.1	328.2	25.7	21.9	146.3	139.2	12.3	11.8	301.7	△ 2.1	385.2	3.5	2.8	3.1	0.6
253.0	1.1	324.6	25.4	22.5	143.3	136.6	12.1	11.4	348.9	△ 1.4	398.6	4.5	2.6	2.3	0.3
258.4	5.7	326.1	23.6	21.3	134.9	132.4	11.2	11.0	313.2	△ 5.4	335.8	2.1	2.2	1.6	0.3
257.7	5.2	325.5	23.9	20.8	139.7	134.2	11.7	10.5	307.8	3.0	420.2	27.2	2.8	2.2	0.7
263.0	5.6	331.5	24.9	21.2	141.9	136.3	12.2	11.1	353.8	4.1	403.4	24.4	2.7	2.3	0.9
266.1	5.7	333.9	25.2	23.0	147.5	143.3	12.2	12.1	345.0	3.2	347.7	△ 7.9	2.5	2.3	0.9

省「毎月勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行